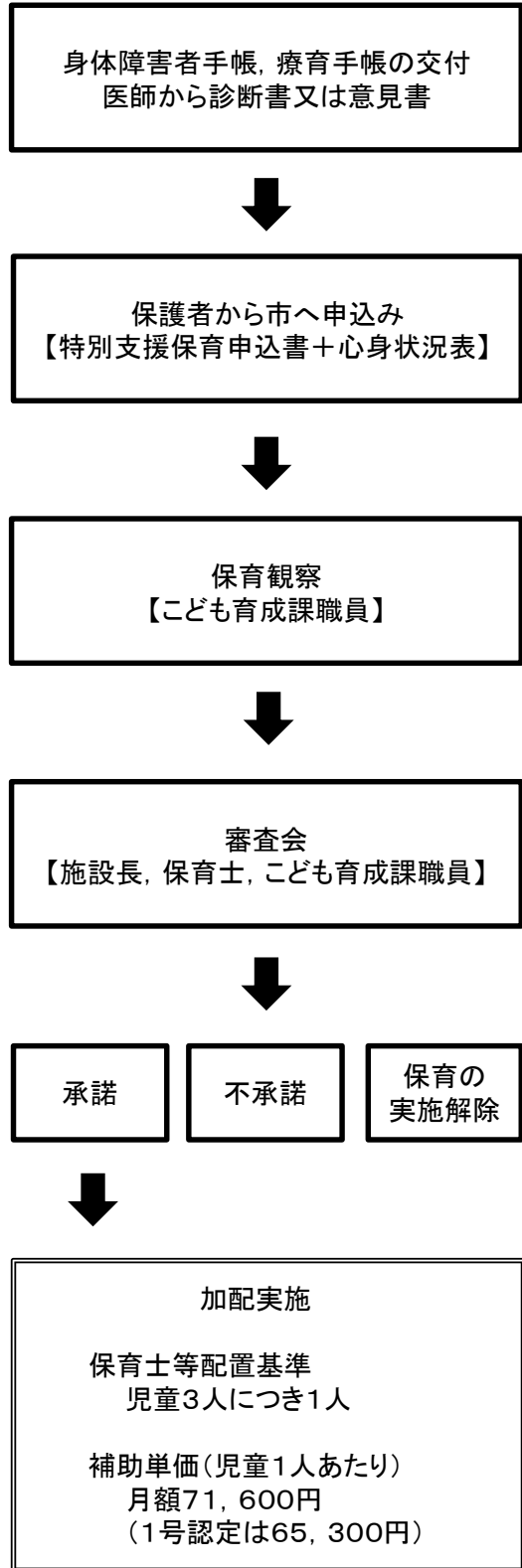


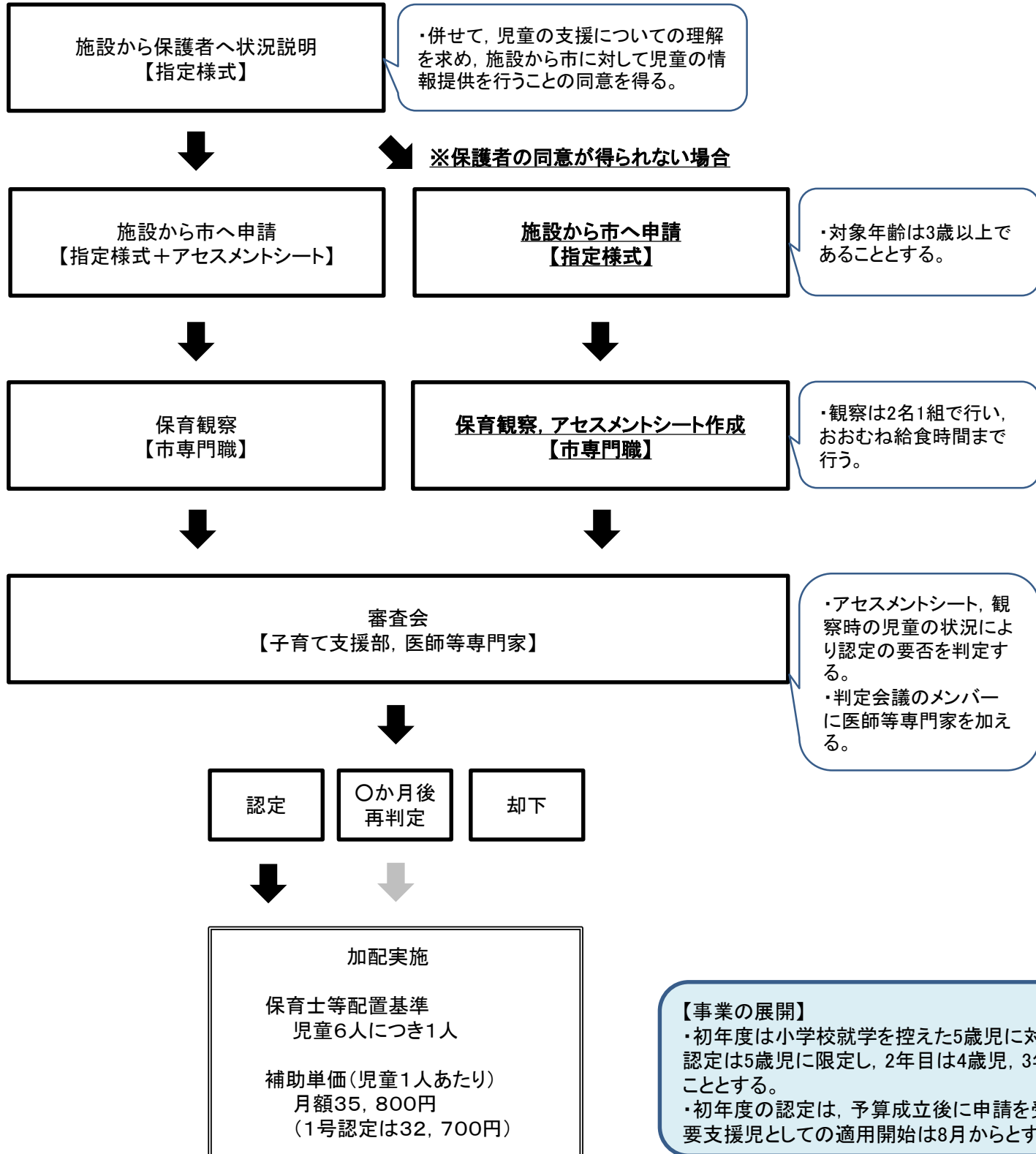
# 要支援児認定手順(案)

現行の特別支援保育の制度を維持しつつ、支援が必要と判断されるものの保護者の受容がない児童に対する補助制度を新たに開始する。

## (現行の特別支援保育)



## (新たな取組み)



併せて、児童の支援についての理解を求め、施設から市に対して児童の情報提供を行うことの同意を得る。

※保護者の同意が得られない場合

対象年齢は3歳以上であることとする。

観察は2名1組で行い、おおむね給食時間まで行う。

アセスメントシート、観察時の児童の状況により認定の可否を判定する。  
判定会議のメンバーに医師等専門家を加える。

○施設の負担感を考慮しつつも、支援には保護者の理解が必要不可欠であると考え。  
○保護者と共通認識を持つことが支援への第一歩と考え、保護者、施設、市が一体となり児童の支援方法を考える。

○アセスメントは定期的に行うことが望ましいと考えられるため、一度認定した児童についても翌年度分の申請を必要とする事で、支援の要否をあらためて考える仕組みとする。  
○保護者の同意が得られない場合、施設から加配を必要とするクラスの保育全体の状況が分かる資料を添付し申請する。

○書類のみでのアセスメントは行わず、必ず実際に児童を観察する。  
○観察する専門職により判断がずれないように、統一したアセスメント基準を設ける。  
○保護者の同意が得られない場合、市の専門職が保育全体の様子を観察し、アセスメントシートに記入する。

○判定会議では認定後の支援方法等も検討し、認定(却下)に具体性を持たせる。  
○認定にあたっては、保護者の同意が得られた児童を優先して認定し、同意が得られていない場合は、保育全体のアセスメントシートを参考に保育の困難度により認定する。

○認定後、施設は児童の保育状況や発達状況を保護者へ伝えながら、適切な相談及び助言を行う。また、必要に応じて医療又は療育専門機関を紹介し、特別支援保育への移行をはたらきかける。  
○保護者の同意が得られない場合の加配補助については、一定の経過期間を設け、その期間内に保護者への状況説明と市への情報提供の同意を得ることを交付の条件とする。

**【事業の展開】**  
・初年度は小学校就学を控えた5歳児に対する支援の必要度が高いものと考え、申請及び認定は5歳児に限定し、2年目は4歳児、3年目は3歳児へと対象年齢を段階的に拡大していくこととする。  
・初年度の認定は、予算成立後に申請を受け付け、7月までに観察及び認定を行うこととし、要支援児としての適用開始は8月からとする。